

(案)

物品売買契約書

南部広域市町村圏事務組合 理事会理事長 城間 幹子（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、受注者が公用車用軽自動車を発注者に売り渡し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の事項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）納入品目 別紙仕様書のとおり
- （2）売買代金 0,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 000,000 円）
- （3）納入期限 契約締結の日の翌日から 180 日以内
- （4）納入場所 浦添市伊奈武瀬一丁目 7 番 5 号 いなんせ齋苑

（契約保証金）

第2条 那覇市契約規則第 29 条又は第 30 条によることとする。

（納入の通知）

第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書をもってこの旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第4条 受注者は、物品納入の際に、発注者の立ち会いのもと検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を唱えることができない。
- 3 受注者は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに物品の取り換え、発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物品納入及び再検査等については前項の規定を準用する。

（危険負担）

第5条 物品の引渡し前に生じた損害等は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合については、その限りで

はない。

(担保責任)

第6条 物品納入後、発注者において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する期日までにこれを良品と交換し、又は、補修するものとする。

(代金の支払い)

第7条 売買代金の支払いは、検査が完了し、発注者が物品を受領した後、受注者から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(納入遅延に対する遅延料)

第8条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、受注者は、発注者に対して遅延料を支払うものとする。ただし、天災地変等で発注者がやむをえないと認めるときは遅延料を徴収しないものとする。

2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年2.6パーセントを乗じた額とする。

3 第4条第2項及び第6条に規定する場合において、受注者が指定された日までに良品を納入又は補修しないときは、前2項の規定を準用する。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 発注者の責めに帰する事由により第7条の支払期限までに売買代金を受注者に支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額については、前条第2項の規定を準用する。

(解除等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が第1条に定める納入期限又は第4条第2項若しくは第6条第1項の規定により発注者の指定する日までに良品を納入しないとき。

(2) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 現品の検査に際して受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は、詐欺その他不正の行為があると発

注者が認めたとき。

- 2 前項第1条の規定によりこの契約が解除された場合は、受注者は、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることはできない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は受注者の負担とする。

(納入品の保証期間)

第12条 この契約に基づき納入した軽自動車の保証期間はメーカーが定める条件に準ずるものとする。

(疑義などの決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

発注者 那覇市旭町116番地37
南部広域市町村圏事務組合
理事会理事長 城間 幹子

受注者